

六十谷第2浄水場強制沈殿池清掃業務委託仕様書

業 務 名 六十谷第2浄水場強制沈殿池清掃業務委託
履行場所 六十谷第2浄水場（強制沈殿池、排泥櫪、送泥槽、着泥槽）
和歌山市六十谷108番地の2
履行期間 契約日の翌日から令和9年3月31日まで

（総則）

第1条 受注者は、本業務を実施するにあたり、各関係法令及び条例等を遵守し、本仕様書に従い忠実に履行しなければならない。なお、本仕様書中の「甲」、「乙」は業務委託契約書に記載の「甲」、「乙」と同一のものとする。

（業務内容）

第2条 清掃業務は次の各号について行うものとする。

第2浄水場

- | | | |
|-------------|----|---|
| (1) 強制沈殿池清掃 | 1回 | 4池（1池3,920 m ³ ） |
| (2) 排泥櫪清掃 | 1回 | 2池（1池89 m ³ ） |
| (3) 送泥槽清掃 | 1回 | 1池（201 m ³ ） |
| (4) 着泥槽清掃 | 1回 | 1池（11 m ³ ×1、17 m ³ ×1、計28 m ³ ） |

（上記の数値については各施設の参考寸法である。）

（強制沈殿池清掃）

第3条 強制沈殿池清掃については次のとおりとする。

- (1) 強制沈殿池清掃は、紀の川原水の低濁度時に行うものとし、甲の担当者の指示する日時に1池ずつ作業するものとする。
- (2) 清掃作業中において、紀の川原水濁度の急激な上昇により強制沈殿池運転の必要が生じた場合、甲の担当者の指示に従い、一時作業を中止しなければならない。なお、後日紀の川原水が低濁度になった時点で甲の担当者の指示する日時に再度清掃を行うものとする。
- (3) 壁体コンクリート及び鋼材部は、圧力水やデッキブラシ等を用いて清掃し、底部については、圧力水や水切り、ワイパー等を用いて水と共に汚泥を排出するものとする。
- (4) ロンダ清掃時には、流水ロンダ末端を、土のう袋等にて締切り、水及び藻等を調整池へ流入しないよう養生しなければならない。
- (5) 強制沈殿池より排出する汚泥は全て排水処理場へ送泥するため、排水処理場の受け入れの都合により送泥量を加減しなければならない。
- (6) 清掃作業中にセンタードレン及び排泥櫪が塵芥等で目詰りした場合は、作業を中止してスクリーンの清掃を先に行わなければならない。

（排泥櫪清掃）

第4条 排泥櫪清掃については次のとおりとする。

- (1) 排泥櫪清掃は、当該の強制沈殿池の清掃完了後に圧力水を用いて行うこと。土砂の量によっては、吸引車等を用い清掃を行うこと。
- (2) 排泥櫪清掃については1池ずつ行い、作業完了後甲の担当者の承認を得て、次の排泥櫪清掃を開始すること。

（送泥槽清掃）

第5条 送泥槽清掃については、排泥櫪の清掃完了後に圧力水を用いて行うこと。土砂の量

によっては、吸引車等を用い清掃を行うこと。第1 浄水場については、第2 ポンプ所系を清掃し、次に第1 ポンプ所系を清掃すること。

(着泥槽清掃)

第6条 着泥槽清掃については、人力又は吸引車等を用いて清掃を行うこと。土砂等の引き揚げ時には、必要に応じて甲の設備にシート等で養生を行うこと。

(清掃全般について)

第7条 清掃全般については次のとおりとする。

(1) 清掃期間の時期は、1 1 月から3 月頃までとする。ただし、浄水場は通常の運転を行っているため、一度に複数施設の清掃を行うことはできない。また、気象状況、他の委託業務等の日程もあり、甲乙協議の上、作業日程を調整し、運転に支障なく業務を行うこと。

過去の実績では、業務期間1 か月程度。(半日のみ作業、水抜きのため空き日有)

(2) 本業務は、甲から要請があれば乙は速やかに業務に着手しなければならない。

(3) 本業務の実施に際し、甲の諸施設に損傷を与えた場合は、乙の責において速やかに原形に復旧しなければならない。

(器具及び機材)

第8条 本業務を実施する際に必要となる器具及び機材は、すべて乙にて準備すること。

(作業の安全対策について)

第9条 作業の安全対策については次のとおりとする。

(1) 本業務の施工に際して、酸素の欠乏や硫化水素等のガスが発生する恐れがある。乙は作業開始前に安全を確認し作業中も安全対策を欠くことがなきよう努めなければならない。

(2) 高所での作業を行う必要があるため、乙は作業中の安全対策を欠くことがなきよう努めなければならない。

(事故処理)

第10条 本業務の実施中は作業員の安全を確保し、事故発生又は発生のおそれがあるとき、乙は直ちに必要な処置を講じた上、事故の状況及び処置内容を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。なお、業務実施中における作業員等の事故については、乙がその責任を負わなければならない。

(保証)

第11条 本業務に起因する故障が発生したときは、乙の責任で故障の原因を調査し、修復するものとする。

(完成図書の提出)

第12条 乙は業務完了後、下記の図書類を作成し完成図書として、甲に提出すること。

(1) 完了報告書 1 部

(2) 作業写真 1 部

(補足)

第13条 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合は甲乙協議のうえ処理するものとする。

以下余白

六十谷第2浄水場強制沈殿池清掃業務委託

内訳書

施工箇所

六十谷第2浄水場

名称	規格等	数量	単位	単価	金額	備考
第2浄水場 強制沈殿池清掃工	1回	1	式			4池
第2浄水場 排泥枥清掃工	1回	1	式			2池
第2浄水場 送泥槽清掃工	1回	1	式			1池
第2浄水場 着泥槽清掃工	1回	1	式			1池
小計						
一般管理費						
計						
消費税及び地方消費税						
合計						

和歌山市企業局

業 務 委 託 契 約 書 (案)

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、六十谷第2浄水場強制沈殿池清掃業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、六十谷第2浄水場強制沈殿池清掃業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 委託名称は「六十谷第2浄水場強制沈殿池清掃業務委託」とする。

（契約期間）

第2条 この契約期間は、契約日の翌日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の総額は、円（うち消費税及び地方消費税 円を含む。）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、和歌山市公営企業契約規程（平成17年水道局規程第10号）第5条第3号の規定により不納付とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の処理についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の処理に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（契約期間の延長）

第10条 乙は、その責に帰することができない理由その他の正当な理由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により契約期間の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

（損害の負担）

第11条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の処理に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の履行不能）

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行できないときは、その履行不能分に相当する委託金額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求す

ることを妨げないものとする。

(履行遅延に係る損害金等)

第13条 甲は、乙の責に帰すべき理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から損害金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(確認)

第14条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第15条 乙は、前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第16条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合の乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責に帰すべき事由により委託業務を継続して処理できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じた場合、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相当する委託金を乙に支払わなければならない。

(甲の解除通知)

第17条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をして契約を解除することができる。

2 第9条第2項及び前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第19条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第20条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除を請求することができる。

- (1) 第9条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第9条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の2分の1を超えたとき。
- 2 第16条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第21条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお、不足のあるときは乙に追徴する。

(責任者の選任)

第22条 乙は、契約後直ちに委託業務内容に対応できる責任者（有資格者を含む。）を選任し、甲に届けなければならない。

(秘密の保持等)

第23条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の処理過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(補則)

第24条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。
この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 住所 和歌山市七番丁23番地
氏名 和歌山市
和歌山市公営企業管理者職務代理者
企業局長 川 上 泰 弘

乙 住所
氏名

質問・回答について

1 委 託 名 称 六十谷第2浄水場強制沈殿池清掃業務委託

2 委 託 番 号 53

3 担 当 課 上・工業用水道管理課（六十谷第1浄水場）

4 質 問 及 び 回 答

- (1) 質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。
- (2) 提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。（入札説明書4参照）
- (3) 質問の提出の受付は、公告日から令和8年11月6日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日を含まない。）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）とします。
- (4) 回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲示します。